

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

下の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師の指示する期間、登校を停止し、しっかり自宅療養をして治療に専念して下さい。
なお、医師から診断を受けましたら、至急学校へ連絡お願いします。また医師より登校許可が出ましたら、下記の報告書に記入、押印の上、学校に提出してください。

学校感染症とお休みする期間の目安(期間内でも医師の許可があれば可)

分類	病名	出席停止の期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。)痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザを除く)	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	百日咳	特有の咳が消失するか、5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、頸下腺、舌下腺も腫脹が出現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれないと認めるまで
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症(感染性胃腸炎、マイコプラズマ肺炎、溶連菌感染症など)	医師の許可があるまで

キリトリ

令和 年 月 日

学校感染症報告書

年 組 番 氏名 _____

保護者氏名 _____



欠席の理由 (診断名)										
欠席の期間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日							
	(上記の理由で早退した日も含みます)									
診察を受けた 医療機関名										